

大分県太陽光発電設備導入事業（P P A）に係る企画提案競技 募集要領

1 趣旨

大分県では、県が所有する公共施設等の温室効果ガス排出量を削減するために、当該施設に平時の電源として利用する太陽光発電設備等を導入する事業を実施することとしている。

本募集要領は、上記事業の実施において、P P A方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、企画提案競技に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

2 事業概要

（1）事業名

大分県太陽光発電設備導入事業（P P A）

（2）事業場所

別添仕様書のとおり。

（3）事業期間

別添仕様書のとおり。

（4）担当部署

大分県 生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

3 参加者に必要な資格に関する事項

（1）参加者の構成等

参加者は、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で参加申込みすることができず、他の参加申込みをしている共同事業者の構成員となることもできない。）であること。なお、参加申込み受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更は原則として認めない。

参加者は、以下の各号に掲げる業務を実施できる体制を有すること（共同事業者については、構成員内に必ずア、イの業務を行う者を含むこと。）。ただし、ウ～カの業務については、第三者に委任し、又は請け負わせることができる。参加者は、下記 5

（2）「事業実施体制」に係る事業者、役割を明示（共同事業者の場合は、代表事業者を定め明記すること。）することとし、加えて、本事業に係る手続きや事業予定者となった後の契約協議などにおいて、大分県との調整・協議等における窓口役を設定するほか、本事業に係る業務の全てについて責任を負うものとする。

ア 本事業に係る太陽光発電設備の所有

イ 本事業に係る太陽光発電設備による電力の供給

ウ 本事業に係る太陽光発電設備の設置工事

エ 本事業に係る太陽光発電設備の維持管理

オ 本事業に係る現地調査（構造調査も含む。）

カ 本事業終了後における設備の撤去

(2) 各業務に関する事業者の参加資格要件

ア 参加者が満たすべき事項（共同事業者は、（ク）、（ケ）、（コ）については、構成員のうち少なくとも1社が満たすこと）

（ア）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有するもしくは契約の締結までに資格を得る見込みの者、または同等の資質を有する者であること。

（イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（ウ）企画提案競技参加申込書を提出した日から、企画提案競技における審査結果通知の日までの間において大分県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

（オ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

（カ）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員が役員となっている事業者

④暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（キ）国税または県税を滞納していない者であること。

（ク）本事業において電力供給を行う者は、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者であること。

（ケ）大分県内に本社、支社、営業所等を有すること。

（コ）企画提案書を提出する日を基準として過去5年以内に、国内の公共施設におけるオンサイトPPA方式により合計60kW以上の太陽光発電設備を導入する事業を実施した実績を有すること。元請け、下請けを問わない。ただし、業務を完了したものに限る。

(サ) 十分な業務遂行能力及び健全な財政能力を有し、緊急時には速やかに対応できる体制を組んでいること。

イ 設備の設置工事を行う事業者が満たすべき事項

(ア) 上記ア (イ) ～ (キ) を満たすこと。

(イ) 以下の資格を有する者を実施体制の中に含めること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

ウ 設備の維持管理を行う事業者が満たすべき事項

(ア) 上記ア (イ) ～ (キ) を満たすこと。

(イ) 以下の資格を有する者を実施体制の中に含めること。

- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

エ 現地調査（構造調査も含む。）を行う事業者が満たすべき事項

(ア) 上記ア (イ) ～ (キ) を満たすこと。

(イ) 以下の資格を有する者を実施体制の中に含めること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

オ 本事業終了後における太陽光発電設備の撤去を行う事業者が満たすべき事項

(ア) 上記ア (イ) ～ (キ) を満たすこと。

(イ) 以下の資格を有する者を実施体制の中に含めること。

- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

4 提出書類

下記 7、8 に記載する期限・方法等で、次の各号について該当する書類を提出すること。また、以下 (1) ～ (5) の他に大分県が別途書類の提出を求めることがある。なお、追加資料としてデータを保存した電子媒体（CD-R 等）を求める場合がある。共同事業者で参加する場合は、全ての構成員について、以下 (2)、(3) オ及びカを提出すること。(4) については、該当する場合に提出すること。

(1) 企画提案競技参加申込書（様式第 1 号）

(2) 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容が確認できる書類、写しも可。）

(3) 参加資格に係る書類

ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式第 2 号）

イ 過去の類似業務の実績を証する書類（直近の類似事業の契約書等の写しなど）

ウ 電気事業法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者であることが分かる書類

エ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

オ 登記事項証明書

カ 国税及び県税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

キ 実施体制図（参加資格を有する者を確認できるもの（住所、氏名及び名称、代表者氏名、資格名等））

(4) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格

を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書、損益計算書、貸借対照表
- ・取扱商品等調書
- ・定款（写し）（原本証明を行うこと）

（５）企画提案書（任意様式）

- ア 事業の実施内容
- イ 事業実施体制

５ 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

（１）事業の実施内容

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

- ・施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナーの最大定格出力（kW））を検討すること。
- ・太陽光発電設備の枚数及びパワーコンディショナーの個数、それらの仕様を明記すること。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、施設における１年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は $0.407\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ を使用すること。

エ PPA単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は事業期間中原則一定とし、大分県より提示した参考価格をもとに提案すること。なお、契約後に行う構造調査等により契約単価が減額されることが判明した場合には、契約単価を減額された額に変更することに留意すること。
- ・上記の参考価格は、参加資格審査結果決定通知送付後に提示する。
- ・単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における自治体の負担として算出すること。（運転期間最長２０年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。
- ・太陽光発電設備等の整備に要した費用の一部について、県から事業者に対して補助金（整備費用の１／２）を支払う予定である。提案にあたっては、整備費用及び補助額を明記すること。

※補助金は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しており、上限１２，５００千円を予定。

オ その他提案（地域貢献等への提案）

県内におけるP P Aの普及促進に資する提案等について、以下の例を参考に、方策等を提案すること。

(例)

- ・ 県内企業、金融機関、自治体等との連携によるP P Aの普及促進策
- ・ P P Aの導入拡大や案件創出につながる方策
- ・ 県が実施する各種セミナー等への登壇

(2) 事業実施体制

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表、施工方法等）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等、一時撤去時等の設備の保管場所・保管方法）、実施体制

エ 参加者の経営状況（5年間）※共同事業者にあたっては全構成員分

貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

オ 工事費、運転管理、維持管理のための費用（パワコン等の機器更新費を含む）、資金調達を含めた事業資金計画

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ク 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中までにかかり設定するすべての保証内容

6 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・ A 4 版を基本とすること。一部A 3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。また、ページの通し番号を付すこと。
- ・ 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・ 提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 文字サイズは10pt以上を設定すること。
- ・ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・ 提出できる企画は、1参加者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

7 企画提案競技参加申込書提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ・企画提案競技参加申込書、会社概要書、参加資格に係る書類等は電子メールで、以下「１０ 提出先」に提出することとし、送付後に電話により提出先へ確認すること。

(2) 提出期限

令和８年８月２６日（水）１７時（必着）

- ・参加申込書の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和８年８月３１日（月）までに結果を通知する。
- ・提案資格があると認めた者に対し、施設の図面（屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等）、耐震関係書類及び、施設の１年間の電力使用量の３０分値、請求書、自家消費料金の参考価格等を提示する。ただし、施設の図面及び耐震関係書類は施設見学時にのみ閲覧可能とする。なお、提示を受けた事業者は、企画提案競技審査委員会の終了後に、全提示された資料及びそのコピーを直ちに返納又は処分しなければならない。
- ・企画提案競技参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、下記の企画提案書提出期限までに「１０ 提出先」へ辞退届出書（様式第３号）を提出すること。

８ 企画提案書提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ・企画提案書（６部）は持参又は郵送で以下「１０ 提出先」に提出すること。

(2) 提出期限

- ・令和８年９月１７日（木）１７時（必着）

９ 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式第４号）を提出することにより行うものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和８年８月１２日（水）～９月７日（月）１７時

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。件名は「大分県太陽光発電設備導入事業（ＰＰＡ）に関する質問」とすること。送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

以下「１０ 提出先」に記載のＥメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

ホームページ上に回答を掲載する。なお、９月７日（月）に受け付けたものについては、９月１０日（木）までに回答を掲載する。

質問を行った法人名等は公表しない。また、提出期限までに到着しなかった質問に対し

ては、回答しない。回答に対する再質問も原則受け付けない。

1 0 提出先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部環境政策課 脱炭素社会推進班

TEL : 097-506-3033

E-mail : a13090@pref.oita.lg.jp

1 1 企画提案内容の審査・スケジュール

企画提案内容については、審査委員会でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、参加者が多数の場合は、担当課で予備審査を行う場合がある。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、審査委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。ただし、合計点数が6割に達しない場合は事業予定者として選定しない。

事業予定者との契約が成立しない場合は次点の者を事業予定者とする。ただし、次点の者についても合計点数が6割に達しない場合は事業予定者として選定しない。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が6割以上の場合には事業予定者として選定する。

(1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

- ① 企画競争実施の公示
- ② 質問受付
- ③ 企画競争参加申込書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限
- ④ 施設見学申し込み期限【任意】
- ⑤ 各種情報の提示（対象施設の電力請求書、1年間の電力使用量の30分値、図面、耐震関係書類、自家消費料金の参考価格等）
- ⑥ 参加申込書提出者に提供する参加資格審査結果決定通知送付
- ⑦ 質問に対する回答のホームページへの掲載
- ⑧ 施設見学期間【任意】
- ⑨ 質問提出期限
- ⑩ 質問に対する回答のホームページへの掲載（最終）
- ⑪ 企画提案書の提出期限
- ⑫ 企画提案競技審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）
- ⑬ 事業予定者の発表（審査結果通知）

(2) 施設見学

県が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和8年8月26日（水）までに担当者へ電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、環境政策課及び施設管理者の指示に従うこと。

見学期間は、令和8年9月2日（水）～9月4日（金）の間とし、詳細については、別途通知する。

(3) 審査委員会日程

ア 日時

令和8年9月30日（水）～10月2日（金）（予定）

イ 会場

現地開催（大分県庁内会議室） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1 参加者あたりプレゼンテーション15分、ヒアリング15分（予定）。

なお、参加者数に応じて変更する場合がある。

(4) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、令和8年10月6日（火）までに参加者全員にメールにより通知する。

1.2 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議した後に締結する。共同事業者が事業予定者となった場合には、原則として、県、電気事業者（電力供給者）及び太陽光発電設備所有者等による契約を行うものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、「大分県太陽光発電設備導入事業（PPA）に係る企画提案競技審査委員会」において次点とされた者と交渉する場合がある。

1.3 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各参加者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は大分県に帰属する。

イ 参加者は、大分県に対し、参加者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 仕様書及び企画提案書等の記載事項をもとに協議のうえ、契約を締結する。なお、企画提案等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時に仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することができる。
- (6) 審査の内容についての問合せには一切応じない。
- (7) この要領に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

1 4 失格要件

企画競争参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

【評価項目・評価基準】

評価項目		評価基準	配点	重み	合計
1. 技術提案	設備設置の仕様	・導入する設備の設置方法は施設管理上安全なものと認められるか	5	× 2	10
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か ・再エネ設備の容量は、自家消費を基本とした適当な規模となっているか	5	× 3	15
	非常時に利用可能なシステム	・非常時に利用可能なシステムは、実現性があり、利便性の富む提案であるか	5	× 1	5
2. 実施体制	事業実施体制等・会社概要	・事業全体を円滑に遂行できる能力や体制を有しているか ・必要な資格者・技術者を適切に配置しているか ・事業全体のスケジュールは、事業期間を通して無理のないものであるか ・財務状況等について問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	5	× 4	20
	工事計画・維持管理・メンテナンス等の計画	・工事計画は、工事实施体制、スケジュール、安全対策など、施設の特性を配慮した妥当なものか ・通常時・緊急時の維持管理等は妥当なものか ・維持管理等を十分に遂行できる体制を有しているか	5	× 2	10
	事業実施中のリスク対応	・周辺環境、第三者への影響について十分に検討しており、その結果や対策は妥当なものか ・事業期間中に起こりうるリスクについては的確に把握しており、それに対する対策は十分といえるか	5	× 2	10
3. 実績	類似実績	・過去に同様の工法等による施工実績を有し、当該工法による施工が問題なく実施できると認められるか。	5	× 1	5
4. 電気料金（概算単価）		・電気料金がどの程度低減されるか ・自家消費料金単価の算出方法は妥当か	5	× 4	20
5. 地域等への貢献		・地域貢献につながる提案となっているか。	5	× 1	5
合計					100